

連絡先
伊勢県税事務所 担当者：清水・高橋 電話：0596-27-5125 FAX：0596-27-5252

総務部伊勢県税事務所における公文書の紛失について

総務部伊勢県税事務所において、平成 28 年度に作成した公文書ファイル 2 冊を紛失したことが判明し、現在まで発見に至っていません。

当該公文書には、個人情報が含まれている可能性があります。外部への流出は確認されておらず、誤って廃棄した可能性が高いと考えています。

ご迷惑をおかけした関係者の方、県民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 紛失した公文書ファイルの名称等

(1) 「不動産取得税課税免除・不均一課税」

平成 28 年度作成・保存期間 5 年（その後 5 年延長）・公文書 11 件

※当該公文書ファイルには不動産取得税の軽減のための申請に係る法人 7 社の情報が含まれていました。

(2) 「不動産価格決定通知書」

平成 28 年度作成・保存期間 10 年・公文書 4 件

※当該公文書ファイルには 4 市町への通知に係る決裁文書が綴られていましたが、個人情報が含まれている可能性があり、現在調査中です。

2 経緯

令和 8 年 5 月 18 日に、令和 9 年 3 月 31 日で保存期間が満了する文書の確認を行っていたところ、上記 2 冊の公文書ファイルを紛失したことが判明し、現在まで発見には至っていません。

3 県民・業務等への影響

現時点において、個人・法人情報の流出及び流出による被害は確認されていません。

(1) については、対象の 7 社に対し、状況を説明して謝罪を行い、了解を得ています。

(2) については、対象の 4 市町に対し、状況を説明して謝罪を行い、了解を得ていますが、内容について調査中です。

4 原因

公文書ファイルに廃棄年度が正しく表示されておらず、なおかつ公文書の廃棄の際、廃棄予定公文書リストとの突合をせずに、公文書ファイルの廃棄年度だけを見て廃棄したものと考えています。また、公文書等管理条例に基づく公文書等管理審査会の意見を聴取してからでなければ公文書を廃棄できないことについて職員の理解が足りなかったことも原因と考えられます。

5 再発防止策

公文書の廃棄の際には、文書・情報公開課から通知される廃棄予定公文書リストと突合し、複数の職員でのチェックを必須とすることを職員に周知徹底します。

また、公文書の適正管理について、その重要性を改めて認識させるための所属内研修を実施します。